

こおりがき 令和7年度郡垣遺跡発掘調査現地説明会資料

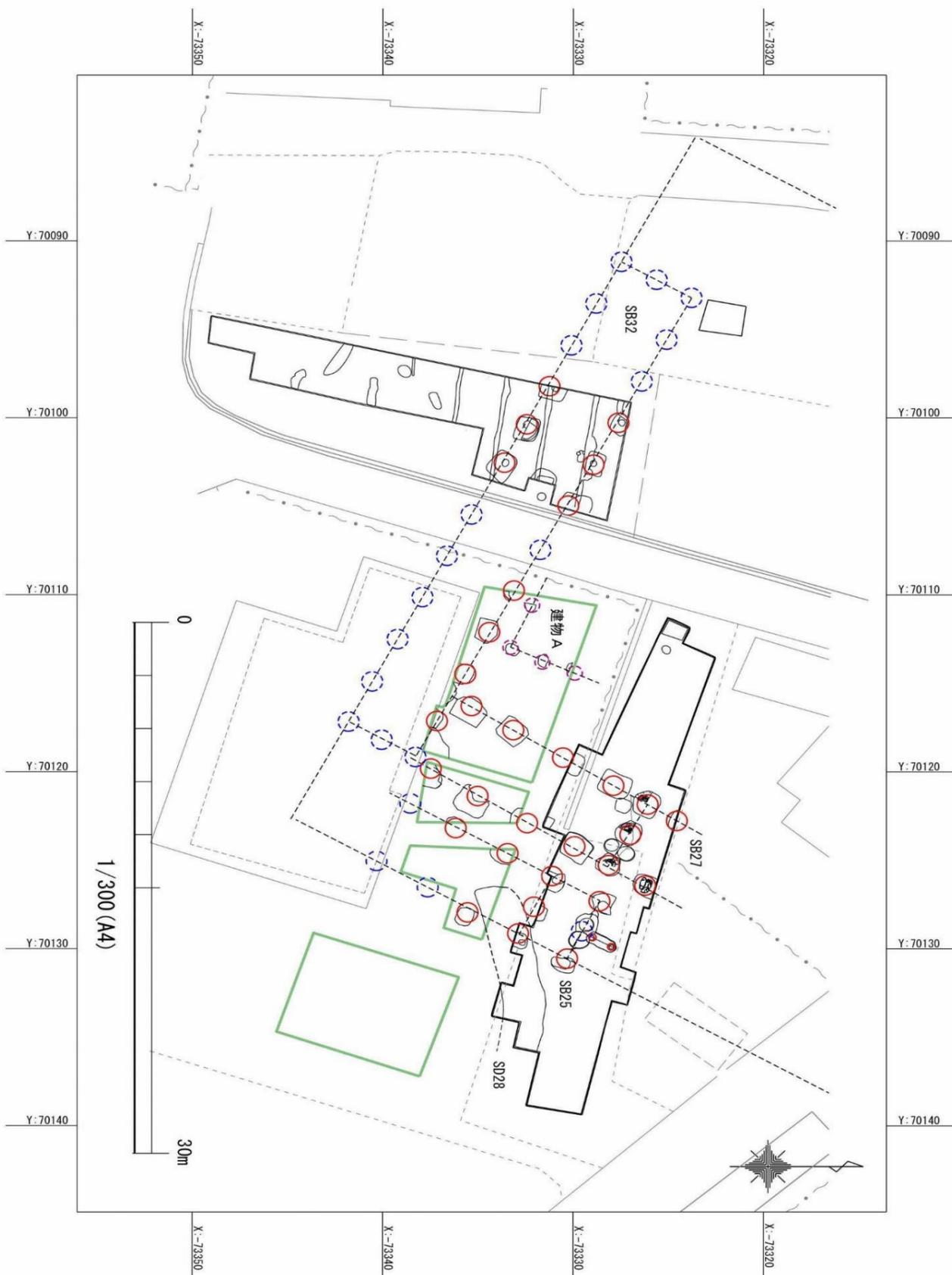
雲南市教育委員会

天平5年(西暦733年)に編纂された『出雲国風土記』には、大原郡(おおはらのこおり)の郡名の由来が下記のように記されています。

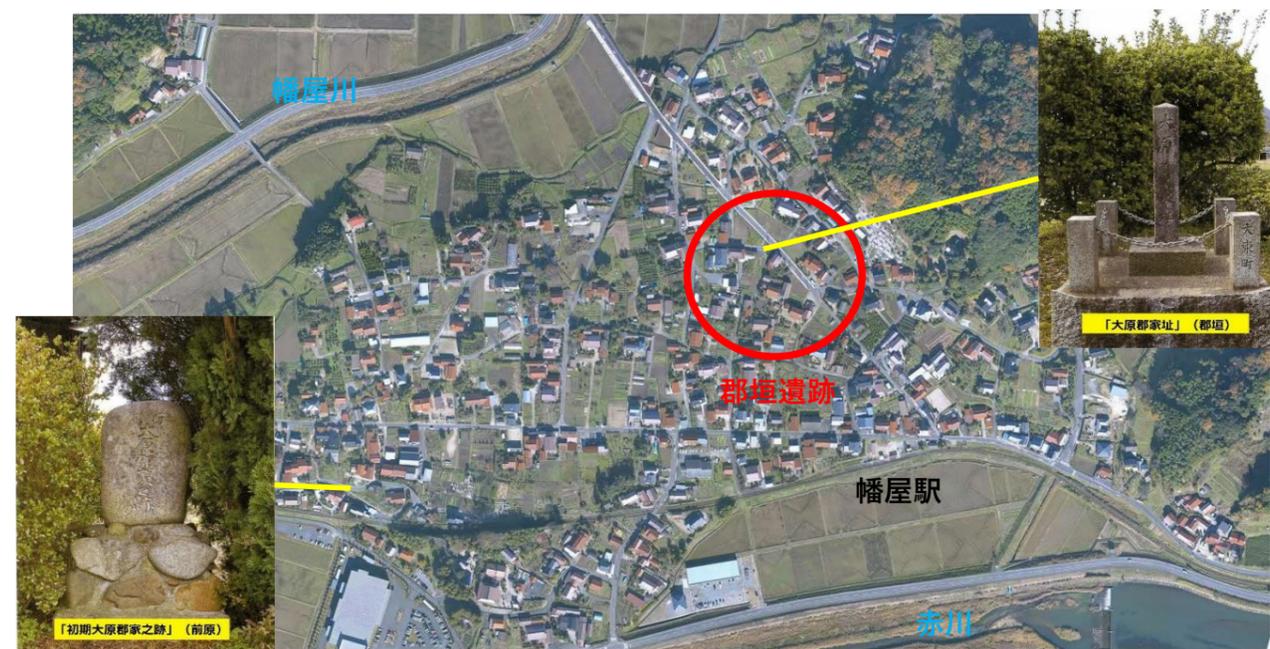
「所以号大原者、郡家正西一十里一百一十六歩、田一十町許。平原、号曰大原。往古之時、此処有郡家。今猶追旧号大原。今有郡家処、号云斐伊村。」

現代語訳：大原と名づけるわけは、郡家(郡の役所)の正西10里116歩(約5.4km)のところに田10町(約11.4ha)ばかりの平原がある。だから、名づけて大原という。昔はここに郡家があった。今もなお、もとのまま大原と呼んでいる。今郡家があるところは、名を斐伊村という。

雲南市大東町仁和寺に所在する郡垣遺跡は、大原郡の地名由来となった「大原」の地にかつて存在し、斐伊村へ移転する前の「郡家」(旧大原郡家)の推定地として古くから知られていました。遺跡は斐伊川支流の赤川とその支流の幡屋川が合流する微高台地上に立地し、遺跡所在地と赤川の比高差は約13mで、台地上の平坦面のなかでも標高がもっとも高い地点に位置しています。



令和7年度郡垣遺跡発掘調査 遺構平面図



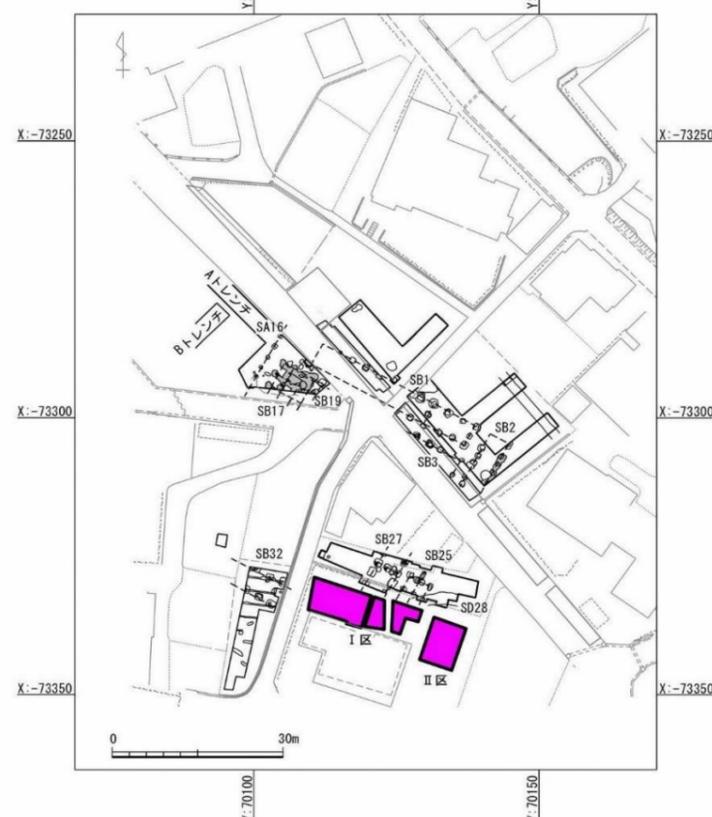
郡垣遺跡の所在地と仁和寺台地上に建つ2つの「旧大原郡家」関連石碑

1. これまでの調査

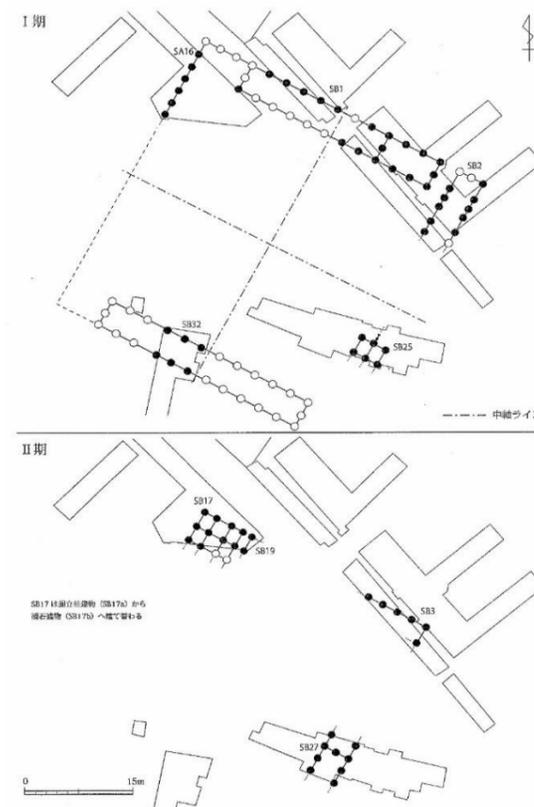
郡垣遺跡では、平成18・19年度に実施された市道改良工事に伴う発掘調査において規則的に並んだ大型の柱穴群が検出され、「旧大原郡家」に関連する施設の可能性が指摘されました。平成21～23年度には国庫補助事業による範囲確認調査が実施され、大型の掘立柱建物（長舎）がコの字形に計画的に配置されていることが明らかとなり、また、礎石建ちの総柱建物や掘立柱塀（柵）などが検出されました。

遺構に伴った古代の遺物の出土がなく（弥生時代中期の土器は大量に出土）、遺構の重複関係も見られず、建物の方位もすべて同じ（東へ29度傾く方位）であることから、各遺構の詳細な年代比定は困難ですが、建物構造の違いや位置関係から検出された建物群は2時期（Ⅰ期・Ⅱ期）に区分されます。Ⅰ期は約45m（150尺）四方のなかに掘立柱建物が北・東・南にコの字形の配置される建物群からなり、西側を掘立柱塀（柵）で区画します。また、Ⅱ期はⅠ期の建物群の内側に造営され、掘立柱建物と礎石建物から構成されます。

各時期の遺構の性格については、Ⅰ期は半町（約50m）四方の範囲に長大な掘立柱建物をコの字形に配置する点や、他の遺跡における類例の検討などから、7世紀末～8世紀前半の「郡庁」（郡家の中心施設／政務や儀式、饗宴等の場）と考えられます。また、Ⅱ期は礎石建ちの総柱建物（高床倉庫）を含む点や、一般的に礎石建物は地方官衙遺跡（国府や郡家などの役所の遺跡）では8世紀中葉以降に普及することから、8世紀中葉以降の「正倉（倉庫）」と評価されています。



郡垣遺跡 調査区位置図（赤色は令和7年度調査区）



郡垣遺跡 遺構変遷模式図

2. 令和7年度調査

平成23年度以来、14年ぶりの調査となった令和7年度調査では、コの字形の配置された建物群の南東部にあたる位置に調査区（Ⅰ区及びⅡ区）を設定しました（前頁参照）。調査の結果、周辺の既調査区で検出された建物の続きとなる柱穴などが検出されました。

【Ⅰ区】

SB32…令和7年度調査区の西方で検出されたSB32の北側柱列を3間分検出。長大な掘立柱建物（東西棟）とみられる。柱掘方は一辺1m程度で、隅丸方形を基調とする。柱間寸法は2.7m（9尺）等間。柱掘方の深さは約60cmで、径約30cmの柱痕跡あり。

SB27…令和7年度調査区の北方で検出されたSB27（礎石建ちの南北棟とみられる）の西側柱列を1間分、東側柱列を2間分検出。礎石据付穴は短辺125～145cm、長辺155～170cmの隅丸長方形で、深さは50～60cm。柱間寸法は2.7m（9尺）。調査開始当初は令和7年度調査区内で南側の妻柱が検出されると想定していたが、柱穴が検出されなかったため、SB27は調査区外の南方（現家屋の下）へさらに延びているとみられる。

SB25…令和7年度調査区の北方で検出されたSB25の西側柱列を1間分、東側柱列にあたる柱穴を1基検出。柱掘方は一辺1mで隅丸方形を呈する。深さは約55cmで、径約30cmの柱痕跡が認められた。既調査では南北棟の総柱建物と考えられていたが、令和7年度調査区内で棟通りの位置に柱穴が検出されなかったことから、北から1間目に間仕切りをもつ側柱建物の可能性が出てきた。また、SB27同様、建物は調査区外の南方（現家屋の下）へさらに延びているとみられる。

SD28…令和7年度調査区の北方で検出された溝（SD28）の南側延長部分を確認。令和7年度調査区内で止まり、さらに南には延びない。深さ約30cm。弥生時代中期の土器を大量に含む。

建物A…令和7年度調査で新たに検出。南北2間分、東西1間分を検出。柱間寸法は南北柱列が1.8m（6尺）等間、東西柱列が2.7m（9尺）。柱掘方は径50～60cmの円形を呈し、深さは南北柱列の北から2基目のみ約35cmと深く、その他は10～20cmと浅い。

【Ⅱ区】

「郡庁」域の東方の状況を明らかにするために調査区を設定しましたが、古代の官衙遺跡に関連する遺構は検出されませんでした。これまでの調査の状況を勘案すれば、「郡庁」域の周囲には、若干の空地（何も無い空間）が広がっていたとみられます。

※柱掘方：柱を立てるために掘り込まれた穴や溝状の掘削坑をいう。

礎石据付穴：礎石を据え置くために掘り込んだ穴や溝状の掘削坑をいう。

間：柱と柱の間のこと。柱が4本の場合は3間となる。また、柱と柱の間の距離を柱間寸法という。

側柱建物：建物の外回りだけに額縁状に柱穴（柱）が配置されている建物。

総柱建物：建物の身舎部分にも基盤目状に基石を並べたように柱穴（柱）が配置される建物。